

第18回 福岡市都市景観審議会

議 事 録

日 時：平成28年2月9日（火） 15：00～16：00

場 所：アクア博多 A会議室

出 席：包清 博之 九州大学 教授
古賀 靖子 九州大学 准教授
三枝 孝司 九州産業大学 教授
坂井 猛 九州大学 教授
佐藤 優 九州大学 教授 ※会長
林田 スマ フリーアナウンサー
堀 賀貴 九州大学 教授

大森 一馬 福岡市議会議員
橋田 和義 福岡市議会議員
篠原 達也 福岡市議会議員
太田 英二 福岡市議会議員
田中 丈太郎 福岡市議会議員
平畑 雅博 福岡市議会議員

木下 真裕 NPO 法人グリーンバード 福岡チーム 代表

会議次第

1.開会

2.審議事項

(1) 福岡市景観計画の変更（案）について

3.報告事項

(1) 色彩ガイドライン（案）について

4.その他

5.閉会

<審議の概要>

(※委員の紹介等、審議に直接関係のない部分を一部省略しております。)

「1. 開 会」

会長 : 定刻となりましたので、只今から第18回福岡市都市景観審議会を始めさせていただきます。

: それではまず、本日の出席者数について、事務局から報告をお願いします。

事務局 : 本日の審議会におきましては、18名中14名と2分の1以上の委員にご出席をいただいていることから、福岡市都市景観審議会規則第7条第3項の規定により、本審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

会長 : 次に、前回、第17回福岡市都市景観審議会の会議録につきましては、事務局で作成し、委員の皆様へ送付し、確認をお願いしておりましたが、修正等の申し出がなかったため、議事録として確定しておりますことをご報告いたします。

: また、福岡市情報公開条例第36条に基づき、委員の名前を除いた状態で市のホームページに掲載されております。なお、今回の会議録についても、前回同様事務局にて作成し、委員の皆様へ送付し、修正の申し出がない場合は、議事録として確定することとします。

「2. 審議事項」及び「3. 報告事項」

会長 : さて、今年度ご審議をいただいている「歴史資源を活かした景観形成の取組み」については、前回、審議会として了承しておりますが、その後、市民意見の募集、福岡市都市計画審議会への意見聴取が行われているようです。本日は、その報告を受けるとともに、審議会として最終確認を行いたいと考えております。なお、本日の審議会につきましても円滑な運営にご協力をいただきますようよろしくお願いします。

: 本日は、審議事項1件と報告事項1件がございます。それでは、審議事項「福岡市景観計画の変更(案)について」を事務局より説明をお願いします。

事務局 : [資料の説明]

審議会資料をお願いいたします。

1ページの「歴史資源を活かした景観形成の制度運用に向けたスケジュール」をご覧ください。今後のスケジュールを説明させていただきます。

この度、諮問させていただいております「歴史資源を活かした景観形成の取組み」ですが、昨年、2回の審議会でご審議をいただきました。前回の審議会では、福岡市景観計画の見直し素案についてご了承をいただき、市民意見募集の実施についてご報告をさせていただきました。

その後、市民意見募集を実施し、先週、2月4日(木)には、福岡市都市計画審議会に意見を聴いております。内容等につきましては、後ほどご報告をさせていただきます。

本日の審議会では、これらの結果を踏まえ、景観計画の見直し案について、最終のご確認をいただき、審議会の答申をいただければと考えております。

その後、景観計画の実施規定である福岡市都市景観条例の改正案を年度末の市議会に付議する予定です。

景観計画の変更、条例の改正後、半年の周知期間をおきまして、10月から運用を開始したいと考えております。

2ページをお願いいたします。続きまして、前回の審議会でいただいた主なご意見についてでございます。「第17回福岡市都市景観審議会の主なご意見と対応」をご覧ください。

1つ目及び2つ目のご意見につきましては、事務局で修正等対応を行い、会長に確認をいただいた後、市民意見募集に際して反映させていただきました。

3ページは、管崎宮参道の遠景写真を追加した資料です。赤四角囲みの白抜き数字、6番、7番の写真を追加しております。管崎宮では、参道の樹木が厚いため、管崎宮から離れると、両側の樹木がせり出して見える状態になります。

2ページにお戻りください。3つ目のご意見につきましては、意見募集に際し対象地域で丁寧に対応するようにとのご意見でした。今回、対象地区におきましては、自治協議会等で説明をさせていただくとともに、地区内の公民館に資料の設置をさせていただきました。

それでは、4ページをお願いします。「市民意見募集の結果」について、説明をさせていただきます。昨年10月26日から11月25日までの間、本案について市民意見募集を行いました。意見の提出状況ですが、9通、12件のご意見をいただきました。反対等のご意見はなかったことから、全て原案通りとしております。

意見の要旨と本市の考え方についてでございます。まず、対象地区・エリアに関して、ご意見を3件いただきました。「他の神社等も対象に加えて欲しい」、「舞鶴公園・大濠公園地区について、見直しエリアは敷地境界線からの距離を設定する方法が望ましい」、「大濠公園周辺の幹線道路の両側と護国神社も対象地区とすべき」との意見です。

今回、歴史資源の対象は文化財から選定しております。その他の歴史資源等については地域の景観づくりに対する機運の高まりを捉えながら継続して検討していきたいと考えております。

舞鶴公園・大濠公園地区のエリアにつきましては、本審議会でご審議いただきましたが、舞鶴公園については、視点場より対象エリアを設定し、大濠公園については文化財が中央の池の石橋等の工作物である状況やセントラルパーク構想として一体的な景観誘導を図る観点から、公園敷地境界から一街区を対象エリアとしております。また、今回の取組みでは「歴史・伝統ゾーン」を新たに設けるとともにその他のゾーンにも歴史・伝統ゾーンに対し配慮を行うよう、併せて位置付けを行っております。

次に、建築制限に関して、ご意見を3件いただいております。まず、「建築制限に

より土地所有者にとって不利益となる」とのご意見ですが、今回の取り組みは建築制限等を設けるものではございません。このような誤解がないよう、運用に際しより丁寧に説明を行ってまいります。

「高さの制限などを行うべき」とのご意見については、今後の地域の景観づくりに対する機運の高まりを捉えながら、官民共働で取り組み、具体的な景観形成のルールを検討してまいりたいと考えております。

また、今後の制度運用に関する意見を2件いただいております。

まず、「姪浜旧唐津街道地区について、調和のとれた街並みとなることを期待している」とのご意見です。歴史・伝統ゾーンを設けることによって市民や事業者認知され、設計段階からより配慮した計画が可能になると考えております。また、「同地域として官民共同で誘導基準を作成し景観づくりを進めていきたい」との意見については、唐津街道姪浜まちづくり協議会が積極的に景観まちづくり活動を行われており、地域と共働でまちづくりルール作りに取り組んでいきたいと考えております。

舞鶴公園・大濠公園地区について、「公園からの眺望に配慮した建物を希望する」とのご意見については、圧迫感軽減のため、特に色彩等に配慮が必要と考えており、届出の際に協議誘導を行ってまいります。

その他、九大箱崎キャンパスの建物保存などについて、4件のご意見をいただきました。関係部署に伝えるとともに、今後の参考とさせていただきたいと考えております。

5ページから7ページに、今回の取り組みの概要資料を、また、その次のページから、景観計画の変更案を添付しております。前回審議会の資料から変更はございません。

また、歴史・伝統ゾーンの範囲を示した「エリア図」を添付しておりますのでご確認ください。

別紙「都市計画に関する事項の答申について」をご覧ください。

諮問第7号に示されていますが、福岡市景観計画の変更につきましては、先週、2月4日に開催された都市計画審議会に意見を聴き、「案について異存はない。」との答申を受けております。

説明は以上です。

会長 : ただいまの「福岡市景観計画の変更（案）について」の説明について、ご質問やご意見はありますか。

: 市民からのご意見に関しては、概ね今後の検討によって対応していけると思います。飯盛神社や横山神社については市街化調整区域内に立地しているため、それほど緊急性がないと考えられます。また、護国神社については、山手側で開発が始まりつつありますが、景観アドバイザー会議等で指導しており、大きな影響はないと思われま。しかし、その他の地区も加えてほしいとの市民の気持ちはわかるため、今後機運の高まりに応じて検討を行っていくということになるでしょう。

: また、高さ制限等については、福岡市ですぐに対応することは難しいと思われま
す。財産権などを考慮すると、景観コントロールにて対応していくことが妥当では
ないでしょうか。

: ご意見はありますか。

一同

: 特になし。

: 今回の取組みは大きな1歩を踏み出すことになると思います。これまで協議の対
象にならなかった物件が協議の対象になるので、十分に協議を重ね、違和感のない
景観に誘導していただければと思います。特に意見がなければ、この案で認める
ということによろしいでしょうか。

一同

: 異議なし。

会長

: 続きまして、報告事項「色彩ガイドライン（案）について」を事務局より説明を
お願いします。

事務局

: [資料の説明]

それでは、報告事項「色彩ガイドラインについて」をお願いします。

色彩は、街並みの印象や地域特性を表す都市景観の重要な要素であり、平成24
年に策定した景観計画におきましても、「色彩に関する景観形成基準」を定めてい
るところです。参考資料集の景観計画、21ページから記載がありますのでご参照
ください。

しかしながら、この色彩の景観形成基準は、色の鮮やかさの度合いを示す「彩
度」だけを示した基準となっており、全ての色を採用することも可能なことから、
周辺との調和を図る色彩景観について、市民や事業者との協議を行う場合など
に、説明に苦慮する場合があります。

このため、都市景観室では、色彩の考え方を市民に分かりやすく示した手引書
となる「色彩ガイドライン」の策定を進めているところです。

本日は、その検討状況等について、ご報告をさせていただきます。

項目2に、これまでの検討状況を記載しています。福岡市景観計画の策定後、
周辺と調和する色の考え方などについて、検討委員会やワークショップを開催
して検討を進めています。

項目3です。色彩ガイドラインは、景観計画が、守るべき最低基準であるの
に対し、市民が色彩を検討する際の手引書、景観協議の拠り所、調和する色の
参考書といった「みんなで育てる目標」として、活用していきたいと考えてい
ます。

項目4です。市民に色彩を検討していただく方法として、3つのプロセスを考
えています。1つ目は、「調和色から選ぶ」としていますが、調和する色について
具体的にお示しすることを考えています。

次のページをお願いします。調和色について考え方などを記載しております。

背景の色によって、どういう色が調和する色か、その範囲を具体的に例示する
など、

わかりやすく記載したいと考えています。

前のページにお戻りください。プロセスの 2 つ目は、個別で検討するというものです。「周辺の色を採取して、調和する色を検討する」というものですが、この手法について、解説等を加えながら、記載したいと思います。

プロセスの 3 つ目は、景観アドバイザーを活用した進め方です。調和色だけでなく、まちのアクセントとして効果的な色彩の採用については、景観アドバイザー等専門家の意見を聴きながら進めます。

その他、右下に参考でお示ししていますが、配色構成による色彩計画の考え方なども示したいと考えています。

このように、市民が色彩を検討する際などに、分かりやすく示した手引書として「色彩ガイドライン」をとりまとめる予定です。

報告事項の説明は以上です。

会長 : 景観計画を策定するまで福岡市には色彩に関する基準はありませんでしたが、景観アドバイザー会議においては、内規のような形で、「彩度 6 以下」を共通理解としてきました。四季の変化を楽しめるよう、これを超える鮮やかな色は避け、低層部と高層部を分けて考え、低層部は質感豊かな、素材感豊かな表現にしてもらうよう指導してきています。その結果、天神地区ではこの 30 年ほどで、概ねこのような方向でまとまってきています。その他の地区についても、大型の建物では「彩度 6 以下に抑える」ことが守られてきています。ガイドラインの検討において、福岡市全域を対象とする色彩調査を行い、基盤となる福岡の色彩を確認し、建物の色彩の調査も行っております。それらを基本として、このガイドラインを策定し、市民にわかりやすい手引書として公表するものとしております。なお、このガイドラインには拘束力はなく、あくまで考え方を示しているものです。

: ただいまの「色彩ガイドライン（案）について」の説明について、ご意見等があればお願いします。

委員 : 屋外広告物審議会も並行して開催されていますが、50 m²を超える屋外広告物の色彩については特別な規定はないという理解でよろしいでしょうか。

事務局 : その通りです。屋外広告物の表示内容に対する制限は特に設けていません。

委員 : 屋外広告物の表示内容に対して制限を設けることは難しいと思いますが、50 m²を超える派手な看板はかなり景観を損なう気がします。色彩について建物は規制して屋外広告物は規制しないということでしょうか。

事務局 : 今回の景観計画見直しにより設定する歴史・伝統ゾーン内の建物については、屋外広告物についても「歴史的な雰囲気に配慮するように」という規定を設けるため、ある一定の誘導は可能だと考えています。

委員 : 屋外広告物についても配慮する必要があるという理解でよいでしょうか。

事務局 : そのように考えています。しかし、明確に色を指定することは難しいと考えています。

委員 : 例えば企業カラーが決まっており、その色を売りにしている場合だと、屋外広告物の色彩を変えることは難しいと思います。また、建物と屋外広告物の色彩のバランスが悪いのは意味がないと考えられますので、今後の検討課題として考えていきたいと思
います。

会長 : 福岡市においては、大規模な建物については、事業者も節度を持って、色彩にも気を付けているので、ほとんど問題はないと思います。福岡市は住み分けがかなり進んでいるので、例えば、路地や中洲エリアの夜の繁華街では、賑やかでもいいと思います。福岡市はうまくコントロールされながら自由に発展している都市だと思います。なお、屋外広告物条例についても見直しを予定されており、緩和すべきところは緩和し、規制するところには制限を設けるなどの対応により、一層活力のある、秩序のとれたまちにしていくために、議論が進んでいるようです。
: 他に意見はありますか。

委員 : 屋外広告物のうち建物に直接描かれているようなあいまいなものに対するガイドラインはあるのでしょうか。

会長 : 今のところなく、課題の1つだと思います。他にも、空き地を活用して大きな立て看板を設けている事例も見られます。ただし、幸いなことに都心部にはそのような例はあまりなく、今後の検討課題といえるでしょう。

委員 : 福岡市は活気がありながらも調和とれたまちづくりが進められていると理解しています。ただ、建物全体が広告塔となっているようなケースをどう誘導するかについても今後の検討課題になると思います。市民の理解をいただきながら検討していく必要があるでしょう。

会長 : その通りだと思います。佐賀県の場合は、彩度10を超えるものは屋外広告物とみなすなど、みなし規定を設けて制限している例もあり、そのような方法を採用することも考えられますが、まだ検討が必要だと思います。しかし、限定的なものだと思いますので、市が適切に指導できる体制の構築がまずは必要ではないでしょうか。すぐに規制することは難しいと思いますので、段階をつくって対応していければいいのではないのでしょうか。その手がかりとして、「色彩ガイドライン」も機能していければいいと思います。

委員 : 今のような微妙なケースへの対応について今後検討することになると思いますが、検討は都市景観審議会において行うのでしょうか。または、屋外広告物審議会で行うのでしょうか。

事務局 : 屋外広告物審議会では、今後運用のあり方を検討しようという意見が挙がっています。屋外広告物は、形や大きさの決め方は制限できますが、その他については運用の中で誘導していくことになる場合がほとんどです。我々は法律に基づいて対応しつつ、協議の中でお願いを重ねていくこととなります。表現の自由もあり、広告の色について

明確な規定を設けることは難しいと考えています。そのため、現時点では運用の中で対応していくしかないと考えています。

委員 : 都市景観審議会においては、建物の外壁等を対象として検討していくことになると思いますが、今後、建物の色彩が電気設備によって可変となり、昼夜間で置き換わるケースや、デジタルの屋外広告物が建物全体に配置されるケースなど、微妙なケースが出てきた場合に、どこで審議するのでしょうか。

事務局 : LED ビジョンも最近出てきています。今回、屋外広告物規格基準の見直しの中でも、可変表示型の基準を設ける予定があります。なお、外壁と広告物の線引きは今後検討していきたいと考えています。

会長 : 福岡市は都市景観室が一括して景観への影響について検討することから、他都市よりも連携のとれた計画ができています。ご指摘された件への対応などが抜け落ちることが無いように、都市景観審議会においても、報告事項のようなかたちで、様々なご意見をいただきながら必要に応じて審議事項にするとよいと思います。今日ご指摘いただいた外壁と広告物の区別がつきにくいケースへの対応についても検討をお願いします。

委員 : 色彩は景観を考える上でとても大事だと考えています。以前山口県に行った際、福岡でメジャーなドラッグストアの建物の色が、福岡と違う色を使っていたので驚きました。事業者等に対してどのような色彩を使えばもっと素敵になるかなど、教育が必要ではないでしょうか。市民も様々なものを見てセンスが磨かれているため、良い福岡の色彩など教育的な風を送ってもらえると、福岡のまちがもっと良くなっていくのではないのでしょうか。

: また、夜間、灯りによって見え方が違うなど、時間による見え方の違いなどの情報をまとめて小さな冊子を時々作成し、企業に対して指導を行ってもらえればまた変わっていくと思います。

会長 : 福岡のまちが「元気のいい、良いまちになってもらいたい」という気持ちは委員の皆様共通でしょう。「良いまち」の程度の違い等については、研究資料なども多く出てきています。そういったものも参考にしながら、良い規格基準、市民の理解を促すような資料ができていけば良いと思います。

: 以上で第 18 回福岡市都市景観審議会は終了とします。

以上